

市長記者会見記録

日時：2016年5月17日（火）午後2時00分～3時01分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：自治体間連携による知的財産交流事業の初の成果について

（経済労働局）

【話題提供】川崎市・富川市友好都市提携20周年に伴う記念事業について

（総務企画局）

<内容>

<自治体間連携による知的財産交流事業の初の成果について>

司会： それでは、ただいまより、市長記者会見を始めさせていただきます。

本日の議題は、自治体間連携による知的財産交流事業の初の成果についてと、話題提供として、川崎市・富川市友好都市提携20周年に伴う記念事業についてとなっております。

それでは、初めに、自治体間連携による知的財産交流事業の初の成果について、ご説明いたします。

初めに、本日の出席者をご紹介します。株式会社イトーキ取締役常務執行役員、企画本部長、牧野健司様でございます。

高橋建設株式会社専務取締役、高橋厚志様でございます。

株式会社ダイワテック代表取締役、和田保守様でございます。

和田社長： よろしくお願ひします。

司会： 岡谷市副市長、小口明則様でございます。

小口副市長： よろしくお願ひいたします。

司会： ありがとうございます。続きまして、市長から、概要についてご説明いたします。

市長、よろしくお願ひします。

市長： 本日は、本市が産業振興の重点施策として推進している知的財産交流事業を通じて、市内企業であります高橋建設様と長野県岡谷市のダイワテック様の2社がオフィス家具の大手メーカーであるイトーキ様との間で、それぞれ特許ライセンスの契約締結に至ったことについて、ご報告をいたします。

本市では、平成19年度より、大企業が保有する開放特許等の知的財産を中小企業

に移転し、中小企業の自社製品開発などを支援する知的財産交流会を、川崎信用金庫様などとも連携し、継続的に実施しております。

これまでの実績といたしまして、富士通、NEC、ミットヨ、日産自動車などの大企業と市内中小企業との間で、22件のマッチングが成立しております、今回のイトーキ様は初めてとなります。

ライセンスを受ける高橋建設様、ダイワテック様におかれましては、既にイトーキ様の特許を活用した具体的なビジネスの展開を描かれているようですが、今後、大企業と中小企業が連携して付加価値の高い画期的な製品、あるいはサービスが生まれることを期待しております。

今回、岡谷市のダイワテック様をご紹介できますのは、本市が昨年度、特許庁の補助金を活用させていただき、この知的財産交流事業を全国に広げる取り組みの中で、岡谷市様と連携して支援させていただいた成果でございます。こうして自治体同士が地域を越えて連携し、知的財産交流事業で具体的なマッチング成果につながった事例は全国的にも初めてで、大変うれしく思っております。

これからも、この川崎モデルの知的財産交流会を全国に広げ、地域を越えて自治体間で連携して、大企業と中小企業のオープンイノベーションを促進してまいりたいと考えております。

それでは、本日は、株式会社イトーキ取締役常務執行役員、企画本部長、牧野健司様、高橋建設株式会社専務取締役、高橋厚志様、株式会社ダイワテック代表取締役、和田保守様、岡谷市副市長、小口明則様にもご出席をいただいております。このたびのライセンス契約に至るまでの経過、今後の事業計画などについて、それぞれのお立場からお話を頂戴したいと思います。

それでは、皆様、よろしく願いいたします。

司会： ありがとうございます。

それでは、株式会社イトーキ、牧野様から、特許流通の取り組み、高橋建設及びダイワテックに提供された特許技術などについて、ご説明をいただきます。牧野様、よろしく願いいたします。

牧野常務： ただいまご紹介いただきました株式会社イトーキの牧野でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

まずは、簡単に弊社の紹介をさせていただきたいと思っております。弊社は、明治23年、1890年12月に、発明特許品等を世の中に広める、そういうことによって社会のお役に立ちたいという思いのもとで、大阪の地で創業をいたしました。創業当時は、

今では一般的でありますけれども、ホチキスや万年筆、魔法瓶、それから、ゼムクリップ等、そういう商品を輸入し、販売をしてまいりました。少し余談ではございますけれども、今では一般的な固有名詞となっておりますホチキスでございますけれども、実は、これはイトーキが最初に命名をして日本で販売した経緯がございます。ご承知のように、英語ですとステプラーと申しますけれども、ホチキスというのは、実はその商品を発明した人の名前でございます、ホッチキスさんという人が発明。この名前をとって、日本の中で広めようということで、わかりやすい名前にして販売したということでございます。現在では、オフィス関連のチェアやディスク、キャビネットなどの商品と、それから、シールパーテーションや、いわゆる子供の学習机、商業施設の店舗や金融機関、学校図書館等々、特異なものと、原子力発電所の遮蔽扉等々、あらゆる商品を世の中のように提供しております。

特許技術の取り組みでございますけれども、実はこの取り組みについては、弊社は昨年度の4月にスタートをしております。現在、私どもがっております特許については、審査中のものも含めまして大体1,000件ぐらいございまして、その中には、研究開発等々を行ったんですけれども、商品としては世に出ていないものもたくさんございます。そのような休眠している特許を何かの形で活用できないかなということは常々思っておったわけですが、川崎市様のこの川崎モデルと出会いまして、知的財産交流会という場をご提供いただき、本格的にスタートをすることができたと、このように感謝をいたしております。

今回の企業ライセンスについてでございますけれども、高橋建設様とは昨年7月に、川崎市様が開催された知的財産シンポジウムでお会いをさせていただきました。高橋建設様に技術提供させていただいたのは、スチールパーテーションに登載をした、いわゆる防音の技術でございます。詳細については割愛させていただきますが、高橋建設様とは、実はこのライセンスを契約をしていく話し合いの中で、高橋建設さんは木製でございます、私どもはスチール製なんですけれども、お互いの防音技術を生かして何か新しいことができないかということで、新商品を開発するプロジェクトを立ち上げて、今後、協力して新しい商品を生み出すということで進めてまいる予定でございます。

一方、ダイワテック様とは、昨年12月に、川崎市様と岡谷市様が共同で開催されました知的財産交流会でお会いをさせていただきました。ダイワテック様にライセンスさせていただきましたのは、溶接などの必要がない鉄鋼を交差し連結させる技術でございます。こちら、内容については割愛させていただきますけれども、この技術

は、実は私どもが九州大学様の図書館に向けた大型の書棚を開発したんですけれども、そのために取得した特許でございまして、現在でも継続して活用している特許でございまして。今回、ダイワテック様が新しいフィールドで商品化の可能性を見出して活用していただけたということで、大変うれしく思っております。

今後の展開でございますけれども、今後、私どもとしましては、特許流通に対してさらに増加をしていく予定でございます。本年度は約60件ほど、昨年は十二、三件だったんですけれども、5倍ほどのいわゆる特許シーズを追加をする予定でございます。また、将来的には、現在も主として使われている特許技術等々をさらに加えることで、中小企業の皆様や地域の活性化並びに地方創生に少しでも貢献ができればありがたいなと思っております。

最後になりますが、今回、ライセンス契約については、川崎市経済労働局様、川崎市産業振興財団様、川崎信用金庫様並びに岡谷市産業振興部様に多大なるご支援を頂戴いたしまして、この場をお借りし感謝申し上げます。大変ありがとうございます。

私からは以上でございます。どうもありがとうございました。

司会： ありがとうございました。

続きまして、高橋建設株式会社、高橋様から、イトーキの特許技術を活用したビジネス展開などについて、ご説明をいただきます。高橋様、よろしく願いいたします。

高橋専務： 初めまして、高橋建設株式会社の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

弊社は、この川崎市で昭和54年に創業いたしました防音工事会社でございます。創業当初は一般建設業としての設立でしたが、高度経済成長期の個人消費の増加などから、ピアノなどの楽器を保有する家庭の防音工事が増えまして、主に個人住宅の防音工事専門会社として事業を展開してまいりました。また、昭和59年ごろから、お客様のご要望におこたえするべく、産学連携により、技術革新に乗り出しまして、音響工学の知見を積み重ねました。現在では、録音スタジオや各種放送施設、音響工学を専門とする企業や大学、研究機関、耳鼻咽喉系や脳神経の医療機関など、特殊かつ高度な防音技術が求められる施設の工事も携わっております。

今回、イトーキ様の特許活用に至った経緯なのですが、弊社では木製パネルの自社製作をして防音施工をしています。一方で、お客様によっては、不燃性の防音パネルを求められる声が多かったんです。そこで、一昨年からは鋼製パネルの検討を進めておりましたところ、取引金融機関の川崎信用金庫様や川崎市産業振興財団様から、イトーキ様の開放特許、パネル体の防音技術に関する情報提供がありまして、昨年7

月の川崎市知的財産シンポジウムに技術開発模索のために初めて参加させていただきました。そこでイトーキ様のプレゼンテーションを拝見いたしまして、開放特許を活用した技術開発と商品ラインナップ増強に可能性を見出し、同日に直接面接の機会をいただき、意見交換ができました。

弊社は過去に、イトーキ様の研究施設を施工したご縁がありましたが、その後、数回ほど、財団の仲介によりイトーキ様の商品開発の具体的なテーマを直接お伺いする機会ができ、より踏み込んだ形で世の中の音問題に対する共通認識を確認し合うことができました。そして、平成28年4月5日に、ライセンス契約締結に至りました。また、一方的なライセンスではなく、両者が共同開発で防音性能の高い鋼製パネルを開発する方向に発展することとなりました。

今後のライセンス特許技術から新たなビジネス展開のところを、今後の展開は、弊社がこれまで扱っていなかったパーティション式の鋼製防音パネルの性能を向上させることです。ライセンス契約をもとに、鋼製パネルを開発いたしまして、自社の施工に生かすことのほかに、イトーキ様が長年テーマとされていらっしやったオフィス等での音問題解決に向けて、弊社が蓄積してきた防音技術を可能な範囲でご提供することで、イトーキ様の鋼製パネルの性能向上のお役に立てると確信しております。

最後になりますが、弊社のような中小企業が大手企業の開放特許のライセンスから新たなる共同開発に発展していくことなど、考えてもおりませんでした。今回、ご仲介いただきました川崎市経済労働局の皆様並びに川崎市産業振興財団の皆様には、改めて感謝申し上げます。

以上でございます。

司会： ありがとうございます。

続きまして、株式会社ダイワテック、和田様から、イトーキの特許技術を活用したビジネス展開などについて、ご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

和田社長： ただいまご紹介にあずかりました株式会社ダイワテックの和田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

自己紹介をさせていただきます。弊社は昭和60年に岡谷市で創業した建築土木の総合建設業でございます。主として住宅分野及び産業分野での公共・民間工事を手がけております。建設業ですが、自社製品も開発しており、住宅分野では、再生可能エネルギーである地中熱を利用したオリジナル住宅は特に好評をいただいております。地中熱技術については、特許も取得しています。また、産業分野では、クリーンルーム等の設備の設計・施工を行っています。今まで培った空調技術をもとに、コンポル

ームという名称の商品で、アルミフレームをプレハブ構造にした自社開発製品を使うことで、現場施工が短期間で低コストなのが特徴であります。

開発製品の概要の説明をさせていただきます。今回、イトーキ様の特許技術をこのコンポルームに使用させていただきます。コンポルームは、施工が簡単という特徴がありますが、お客様からコンポルーム設置作業中の粉じんの発生や、溶接などの火気の使用を制限してほしいというさらなるご要望がありました。イトーキ様の技術は、フレームが交差連結する部分に接合用パーツをつくることで、溶接が不要となるものです。この技術を活用し、コンポルームに合わせた接合用パーツをつくることで、お客様からのご要望に対応できると考えました。また、現場溶接もないため、意匠性の点でもすぐれております。具体的には、大型のコンポルームの補強や現場加工点数の多いコンポルーム等で運用することを想定しております。

今後は、8月をめどに試作品を完成させ、10月に地元で開催される諏訪圏工業メッセに出展し、同月に販売を開始する計画です。今までの営業は、地元の中小製造会社等を対象としておりましたが、今後はこの技術を強調し、首都圏を地盤とする大手企業への営業範囲を拡大し、20%から30%の売り上げを目指します。

イトーキ様の特許を活用した経過をご説明させていただきます。平成27年12月に、岡谷市、川崎市が合同で開催した知的財産交流会に参加し、ご紹介のあったイトーキ様の技術シーズに興味を抱き、自社の既存製品・サービスの付加価値を高めることに活用できると考えました。しかし、ライセンスは初めてで、わからないことが多かったので、岡谷市の工業振興課にご相談をしたところ、親身にご支援をいただきました。また、具体的な手続等は、ライセンサーであるイトーキ、川崎市と川崎市産業振興財団の皆様のご協力をいただき、平成28年4月5日に、本契約の締結に至りました。ここに至るまで細部にわたりご支援をいただいた岡谷市、川崎市の関係者の皆様、また、この大事な技術を提供していただきましたイトーキ関係者の皆様、ここに改めて感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。

私からのご説明は以上でございます。ありがとうございました。

司会： ありがとうございました。

続きまして、岡谷市小口副市長様から川崎市との連携の経緯などについてご説明をいただきます。小口様、よろしくお願いたします。

小口副市長： ただいまご紹介をいただきました岡谷市の副市長の小口と申します。どうぞよろしくお願をいたします。

本日は、このような機会を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

岡谷市は長野県の中央にございます諏訪湖のほとりに位置をしております、湖と山に囲まれました自然豊かな工業都市でございます。人口規模は5万人程度でございますので、こちらの川崎市さんと比べものにならない市なんですけれども、明治から大正、昭和の初期にかけましては、豊かな自然と大変豊富な水を利用いたしまして製糸業が大変栄えまして、生糸の都、シルク岡谷として世界にその名を馳せ、日本の近代化を支えたまちでございます。

戦後は、その産業基盤をもとにしまして、精密機械工業都市として飛躍的に発展をまいりました。現在も中小企業を中心といたしました製造業の集積地として、その特色を生かしました産業の活性化等を推進しているところでございます。川崎市さんとは、岡谷市と同様に産業集積がされているということから、産業振興事業を通じまして、以前から企業支援策等の情報交換、また、さまざまなご教授をいただいていたところでございます。

今回の知的財産交流事業につきましても、先駆的な取り組みを行っております川崎市さんから、川崎モデルの知財交流事業をご紹介いただきまして、先ほど来お話に出ていますように、昨年12月に、岡谷市におきまして知的交流セミナーを開催していただきました。そのセミナーにおきまして、イトーキ様の開放特許のご提案に参加した41社の中で、岡谷市のダイワテック様の商品の高付加価値化にぜひ活用したいというような目的が一致をいたしまして、特許ライセンスの契約が締結される運びとなったものでございます。

今回、川崎市さんが長年培ってまいりました豊富な経験から、適切なアドバイスをいただくことで、大手の企業さんと岡谷市内の中小企業のマッチングという成果につながりまして、このような場でご報告できることに大変感謝をしております。イトーキ様におかれましても、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

今後も、ダイワテック様をはじめとし、地域を越えまして、さらなる企業間マッチングを期待しております、引き続き川崎市さんと連携をしながら中小企業支援策を展開してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

以上でございます。

司会： ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入らせていただきますが、本件につきましては、会見終了後、会見室において記者レクを予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、幹事社様、よろしく願いいたします。

幹事社： 幹事社です。これは市長にお伺いしたいんですけども、こういった知的財産交流事業、いろいろな企業を活用して、いいことだと思うんですけども、この地域を越えてこういった開放特許を利用して、中小企業が新しい製品をつくっていくということのメリットというんですか、または市にとってのメリット、その辺をちょっと聞かせていただけますか。

市長： この知的財産交流事業を、すばらしいことをやっているということで特許庁のほうからも非常に認めていただいて、その資金を使って全国にこういった取り組みを展開してほしいということを受けて、さまざまこういった全国の皆さんと共有していくということをやってきました。

こういった具体的なメリットとしては、市内の中小企業の皆さんが市内の大企業のみならず、他県、他都市にある、今回のイトーキ様のようなほんとうに大規模な企業と接点ができるということもメリットの1つでありますけれども、今回、岡谷市さんとマッチングをさせていただく中、今回の事例ではない中小企業同士の何かマッチング、取引が、成果が生まれているというふうな話も聞いておりますので、単に特許の、開放特許だけではない、いろいろなマッチングが付随して生まれているということは、大変に私たちにとってもうれしい話だと思っています。

幹事社： では、各社どうぞ。

司会： よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては最後までさせていただきまして、記念撮影を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

(写真撮影)

司会： よろしいでしょうか。

市長： どうもありがとうございました。

司会： それでは、本件につきましては、終了とさせていただきます。関係者の方々につきましては、ここで退室をされます。よろしく願いいたします。

市長： どうもありがとうございました。

《市政一般》

《川崎市・富川市友好都市提携20周年に伴う記念事業について》

司会： お待たせをいたしました。次に、話題提供といたしまして、川崎市・富川市友好都市提携20周年に伴う記念事業について、市長からご説明いたします。市長、よろしく願いいたします。

市長： 韓国・富川市との友好都市提携20周年記念事業について、話題提供させていただきたいと思います。

本市と富川市は1996年に友好都市提携を結び、これまで文化・芸術・スポーツなど、幅広い分野で官民間問わず活発な交流が行われてきました。20周年を迎えた今年、1年を通して記念事業の実施を予定しておりまして、2月には、金晩洙市長をはじめとする代表団が来川され、さまざまなイベントに出席していただきました。

今回、金晩洙市長からの招待を受け、石田議長、鈴木商工会議所副会頭らとともに、7月21日から23日の日程で富川市を訪問し、行政・市民・企業など、さまざまなレベルで実施される交流事業に参加するとともに、今後の両市のさらなる友好関係のきずなを確認してまいりたいと思っております。

また、今年8月には、両市の中学生によるサッカー交流試合や、韓国の非言語パフォーマンス「ナンタ」や、伝統芸術である「サムルノリ」を市内で実施する予定ですが、こちらにつきましては、詳細が決定次第、改めて皆様にお知らせしたいと思います。

私から以上です。

司会： ありがとうございます。

それでは、これより市政一般とあわせて、質疑応答をお願いしたいと思います。進行につきましては、幹事社様にお願いいたします。

幹事社： じゃ、幹事社なんですけど、この富川市のまず20周年の記念事業についてなんですけれども、これは川崎で、これは代表団、かなりの人数で行かれるというような話を聞いているんですけど、どのくらいの規模になるのかというのが1点と、この20周年ということで、桜本の商店街の交流から始まった市民レベルの交流のあれもある友好都市関係だと思ってしまうんですけども、この20周年というのをどういう年にしたいのかというのを、市長の思いをちょっと改めて聞かせてください。

市長： そうですね。まず、川崎市の代表団としては、先ほど申し上げた、私と議長と商工会議所の副会頭という形になりますが、様々な市民団体があわせて行くということになっておりまして、その数が200名。200名近い市民の皆さんが訪問されるということでありまして、盛大に交流ができることを大変うれしく思っています。

今回、富川の金晩洙市長が来川されたときにも話をしたんですが、これから、若い人たちにもっとこの友好の意義というか、両市の若者がお互いを理解し合うということが大事だということで、子どもたち対象に当てたものはどうだろうということで、スポーツ、特にサッカーもお互い、フロンターレがあり、富川FCというのもありま

して、サッカーが盛んなところでもありますので、中学生による、お互いの中学生がサッカー親善試合をやるというふうなことでありますので、非常に未来志向の取り組みだと思っています。今の世代も友好、そして、将来にわたってもこの友好関係が続くような、そういった節目の年にしていきたいと思っています。

（簡易宿泊所火災事故について①）

幹事社： じゃ、市政一般について。

幹事社： わかりました。今日で川崎市の日進町の簡易宿泊所の火災から1年となりますが、これまでいろいろ支援などをされて、転居された方もいれば、今なお違法建築に当たる3階部分に住まわれている方とか、あと、違法建築の対策がまだ半数以下にとどまっているですとか、難航している部分もあると思うんですが、市長としては、これまでの経緯について、どのように評価されているかということと、今後の対策についての展望をお聞かせください。

市長： まず、改めて、1年ということで、11名の尊い命が失われたということに改めてご冥福をお祈りしたいと思いますし、また、こういったことが2度と起きないような体制づくりということをしていくことが大事だと思って、これまで取り組んできましたが、今ご指摘いただいたように、是正計画を提出しているけれども、まだ履行に至っていないとか、あるいはまだ是正計画が出ていないところもごく一部であります。そういうところもございます。

60名を超える方たちがまだ3階にお住まいということの現実には、いろいろな事情があるにせよ、やはり住まわれている方の安全というものが何よりも優先されなければなりませんので、そういった取り組みを今までやってきましたけれども、さらに指導というものを徹底していきたいと思っています。1日も早く、こういった安全ではない状況を是正していくという取り組みが必要でありますので、事業者の皆さんの理解、それから、住まわれている方の理解というふうなのをさらに求めていきたいと思っております。

幹事社： その簡宿の関係でちょっと関連なんですけど、簡宿街というのは、これまでは越年対策とか、緊急一時保護とかで市に協力していたりとか、低所得の高齢者が頼らざるを得ない、そういう場所でもあると思うんですけども、その一方で、今、現状では、健康で文化的な最低限の生活が保障できないと、あの場所はできないということで、市は火災の前から転居支援というのを進めてきたと思うんですけど、そうした経緯も踏まえて、市長としては、あの地域をどうしていこうというか、考えでお

られるのかということと、低所得者の高齢者の住宅不足というんでしょうか、こういったものにどういうふうに対応していこうと。

市長： 確かに、とにかく60名を超える皆さんにそこから退居せよということだけでは問題の解決にならないわけですから、おっしゃっていただいたように、安全な住いを提供するためのあらゆる手段を講じていかなければならないと思っています。これまでも、今回の事件を受けて、さらにそのあたりを強化して、移転のための支援というものを行ってきました。その甲斐もあって、400名近い方たちは、転居が済んだということでもありますけれども、引き続きそういったものに力を入れていきたいと思っています。

まだありますか。

幹事社： 日進町の……。

市長： そうですね。これからあの地域というものを、廃業を決定されたところもありますし、これからのまちづくりというものを一緒に考えていこうということで、勉強会での呼びかけ、あるいは専門家を派遣して、どういったまちにしていこうかというふうなことについても、市と考え方を一緒にしていくような、そういった取り組みをこれからもやっていきたいと思っています。そういうためには、今、経営されている方々の組合もそうでありますけれども、個々の事業者の皆さんにも、しっかりと丁寧に対応していきたいと思っています。

(ヘイトスピーチについて①)

幹事社： じゃ、ちょっと別のテーマで、もう1個だけなんですけど、幹事社からで。今国会で例の成立の見通しが立ったヘイトスピーチ解消法、これについて、3点ほどお伺いしたいんですけど、まず、この法律の中身というのは、いろんな受けとめがあると思うんですけど、禁止事項がなくて実効性が弱いとか、また、大きな一歩になる、または、拡大解釈のおそれがある、いろいろな受けとめがあると思うんですけども、このヘイトスピーチ対策を進める上での根拠法を市は求めてきたと思うんですけど、市のトップとしてこの法律の評価というのをまず聞かせてください。

市長： ヘイトスピーチということが許されないんだということで、国会で意思が明確に示されるということは、これは大きな一歩だというふうに評価しています。

一方で、今回の法律は、いわゆる理念法というか、部分がありますので、そういった意味では、どうやってヘイトスピーチを具体的にさせないかというふうなことについては、この法律ではなかなか、非常に手立てというのはすごく難しい部分というの

も当然あると思います。その中で川崎市としてもやれることということはどういうことなのかというのを今、研究しているところでありますので、それに向けた自治体の取り組みというふうなことを川崎市としてしっかりやっていきたいと思っています。

幹事社： その法律の今おっしゃったこととかぶってしまったら、ちょっと恐縮なんですけど、あと附帯決議ですね。その辺の措置を踏まえて、市としては、今後こういうふうに対策を固めていきたいとか、何か今、イメージしているものがあればお聞かせください。

市長： そうですね。ちょっとこれ、法律が成立してから正式にはなるんでしょうけれども、成立するという見込みの中で、法律に基づいた対策というのがどういうことができるのかというのを、繰り返しになって恐縮ですが、現在、研究をしているところです。

条例化を求める声もあったり、あるいはいわゆる調査だとかしてほしいとかと、さまざま求める多様なお声がありますので、そういった方々の声を聞きながら、あるいは川崎市には人権施策の推進協議会というのもありますので、そういったところにもいろいろな知見を持っておられる方々ですから、そういったところにもご相談をしてみたいと思っています。

幹事社： その対策について、人権施策推進協議会というところには諮りたいということ。

市長： そうですね。どういう形でのお伺いになるかというのは少し考えなければなりませんけど、いずれにしても、お声を聞いていきたいなと思っています。

幹事社： あと、最後に1点だけなんですけど、弊社の報道で恐縮なんですけれども、6月にまたヘイトスピーチのデモが計画されているということで、こういう法律の動きがある中で、なおこういったものが継続されているということに対して、どういうふうに対処しておられるのかということと、どういうふうに対応していこうと、その点を聞かせてください。

市長： 率直に言って、そういうことをまたやるんだというふうなのを聞いて、ほんとうに残念に思いますね。要するに、彼らは川崎でやることに何らかの意義を見つけているんでしょうから、そういった意味では、現在のところ、現行法の中でということになりますけれども、どんなことができるのか、毅然とした対応をしていかなければならないと思いますが、引き続き悩ましきというものは持っていますが、できることをやっていきたいというふうには思っています。

幹事社： わかりました。じゃ、各社、どうぞ。

(簡易宿泊所火災事故について②)

記者： すいません。先ほど幹事社からも、川崎区の日進町の火災の関係で、市長、指導を強化していきたいとおっしゃっていたんですけども、今日、横浜市のほうで中区の寿町の簡宿を一斉に立入調査したんですけども、改めて川崎市さんの意気込みといいますか、そういった立入調査という点も含めて、もう一度、お願いできますか。

市長： 改めて今回、1年を受けて、関係局で立ち入りというものをしっかり行いたいと思っています。

記者： 時期としては、いつごろかというのを含めて、もう一度。

市長： なるべく速やかに行いたいと思っています。

記者： わかりました。ありがとうございます。

記者： すみません。引き続き簡宿の話なんですけど、1年を過ぎて、やはりまだ60人以上残っている。市長も、非常にそこは悩ましいところだと思うんですけど、何らかもう少し強い強制力を持って、転居を促すような施策なのか、条例とか、その辺の設置みたいなのは考えていらっしゃるんですか。ちょっともう放置できない状況にあると思うんですけど。

市長： そうですね。今後の法律による新たな条例というよりも、現行の法律上でもできることというふうなのがありますので、例えば建築指導、基準法のほうでありますと、今、仮命令という形になっていますけれども、手続をそれぞれ踏んでいって、最終的には、もし仮にですけれども、従っていただけない、あるいは従う意思がないとかというふうなことになりますと、本命令という形になって、罰則つきのものというふうなのにもなりますので、そういったことも含めて厳しい対応をしていかなければならない段階にも来ているのではないかなと思っています。

記者： その辺はもう速やかにそういったことも、強制力を持ったこともやるという考えですか。

市長： そうですね。やるというか、それには、今は仮命令の段階ですけれども、本命令に至るまでというのは、相手側の言い分を聞くだとか、そういう法律上の手続というものを踏んでいかなければなりませんので、そういった手続はやりながら、従っていただけるような、そういった呼びかけ、お願いというものをしていかなければならないと思っています。

記者： どれぐらいのスケジュール感で考えていらっしゃいますか。例えば年内とか、

何かその辺のところは具体的なものはありますか。

市長： そうですね。これ、具体的にやりとりがどれぐらいかかるのかというふうなのは、ちょっとまだ私のところで把握しておりませんが、できればそういうふうにならないように、速やかにご協力いただけるような取り組みというのをやっていかなければならないと思っています。

ただ、いつまでも長く放置しておくということは、もういけませんので、そういった意味では、速やかにそういった法律をさらに進める指導を進めるということを見視野に入れながら、ご協力を願っていくと、そういう取り組みにしていきたいと思っています。

記者： また、最後に、個々の事業者にも対応していきたいと。これは、要はオーナーさんへの施策だと思うんですが、具体的には廃業の支援とか、転業の支援とか、そういうことなんでしょうか。

市長： 転業の支援ということでは、なかなかちょっと……。

記者： 難しい？

市長： 難しいと思うんですが、いろいろな相談にはぜひ乗らせていただきたいというふうには思いますが、できることとできないことというのがあると思いますので、そうですね。個々の簡易宿所を見ますと、六十数名の方々にあっても、幾つかの事業所のところに大分多くの方が住まわれているところというのがありますので、そういった意味では、そういったところに取り組みを強化していくということが必要だというふうには、私は思っています。

記者： わかりました。ありがとうございます。

(海外出張について)

記者： すみません。旬な話題なんで聞かざるを得ないんですが、舛添知事が海外視察というか、旅行で6日間で5,000万円というのが批判を受けて、そこから広がって、今、大炎上状態になっちゃっているんですけども、そんな中で、今回、韓国に行かれるということで、市役所として行かれるのは市長と石田議長だけのようなんですが、それぞれ随行と、つまらない話で恐縮なんですけれども、ビジネスクラスで行くのか、ファーストクラスで行くのか、あと、その旅費は大体どれぐらいかかるのかというのを、総額がもしわかれば教えていただけないでしょうか。

市長： 聞かれると思って用意しております。今回の訪問は、私、そして、議長、それから、副会頭、この3名はビジネスクラスとなっております。それから、随行職員

2名分はエコノミーというふうになっておりまして、記念品、通訳だとか、そういうもろもろを込めまして69万1,470円ということになっております。

記者： それって、1人ということですか。

市長： いえ、総額です。

記者： 随行2人と、私、議長、副会頭を含めて。

市長： はい。いわゆる5名分ですね、今申し上げた。

記者： 5名分。

市長： ちなみに、宿泊費は、外交儀礼上、富川市側が負担するということになっておりまして、いわゆる航空券、それから、通訳だとか、記念品だとか、そういうふうなもろもろを含めて69万円ということになっております。

記者： 市の旅費条例と、それから、あと取扱い要綱を見ると、市長と副市長は内閣総理大臣と同じクラスの旅費を使えることになっているんですけども、というのは、つまりファーストクラスも乗れるということだと思うんですが、韓国便なので、ファーストクラスがあるのかわからないんですけども、ファーストクラスはご利用にならないんですか。

市長： というか、ファーストクラス、僕、乗れるということを初めて今回の一件で知りました。規程を読んだらそういうことになっているんだというのを初めて知りましたが、あまりそういうのを考えたこともなかったというのが正直なところですよ。

記者： なるほど。それから、すいません。過去に、市長、ご就任されてからスイスのモントル、それから、タイとラオス、あと、ベトナム、シンガポール、この3回行っていらっしゃると思うんですが、この3回、もしそのご記憶とか、事前の何かがあったら教えていただきたいんですけども、これは、飛行機は全てビジネスですか。

市長： そうです。

記者： 全てビジネス？

市長： はい。

記者： 随行の職員さんとかというのは、それぞれわかりますか。あと、総額、費用はどれぐらいかかったかみたいな話ですけど。

市長： ちょっとお待ちください。たしかあったと思いますので。

平成26年7月9日から4泊5日で参りましたジュネーブ、モントル、チューリッヒ、スイスですけども、これが私と随行職員が2名、そして、議長の4名だと思いますが、このときの経費が550万で。合っていますね。550万です。555万5,496円。

記者： これは飛行機代から宿泊費も含めてですか。

市長： 全部含めてです。4名の全ての総額ということです。

それから、次のベトナム、ラオス、タイ、これは総額で151万円。151万5,526円。

記者： このときは市長と、それは何人分ですか。

市長： これは私を含めて3名分です。

記者： あと、随行2人ということですか。

市長： はい。課長、係長1名ずつです。

記者： そうすると、随行3人。はい。で、最後のベトナム、シンガポールは。

市長： 最後のベトナム、シンガポールが私と局長と係長2名の4名で189万7,270円。

記者： 189万7,200……。

市長： 270円。ちなみに、私一人にかかっているものというのがハノイ、シンガポールで43万4,970円、ベトナム、ラオス、タイ、73万2500円で、スイスが114万1,617円ということです。

記者： ビジネスクラスでやられて、大人げない話をするのも何ですけれども、林市長はどちらかにファーストクラスをお使いになられていて、疲れが出るんでみたいな話をされていたんですが、市長はファーストに乗りたくないとか、乗れるなら乗りたいなと思ったことはないんですか。

市長： 正直、ファーストクラスはどんなものが見たことがないので、どんなことになっているのかと想像があまりつかないんですが、特に乗りたいと思ったこともないし、ビジネスクラス、すごい、十二分だと思います。

記者： ビジネスで十分。すいません。今のその話をお伺いして、お伺いするのも何なんですけれども、やっぱり6日間で大名旅行とも言われた舩添さんの件で、なかなか違う自治体の首長なんで、言いづらいとは思いますが、黒岩さんも質問されているようなので、率直に言って、6日間で5,000万円というのは、市長にとってはどういふぐあいにお感じになりますでしょうか。

市長： 率直に高いとは思いますが。どういうことをされたのかというのがちょっと私も詳細わからないので、それぞれの費用対効果を考えておられてのご判断なのかもしれないけれども、感覚としては非常に高いというふうには思います。

記者： もう一つ。市長、前にも会見でお伺いして、そのときにもおっしゃられていたんですけれども、いずれにせよ、市民に資する、何をやってきたかが重要だという

ことで、おっしゃるとおりだと思うんですが、なかなか海外視察とか、海外出張の成果というのは、それは首長であったとしても、議会であったとしても、見えにくいという部分があると思うんですけれども、市長はそういうところに、これが無駄ではない、物見遊山ではないということを市民にわかってもらうために、どういうぐあいにご努力されているか。まず、そのご認識として、これはちゃんと意味があるとご認識になられているということですね。

市長： はい。もちろんそれぞれの海外に行った過去3回、4回ですかについては、非常に意味があるというふうには思っております。

記者： あと、市民への説明は。

市長： 個々の報告、必ず帰ってきたら、記者会見などを通じてどんなことをやってきたということを報告させていただいていると思いますが、ここに行ってきたから、すぐこれになるというふうなものは、そういう性格のものではないということはお理解いただけたと思います。中でも、成果があるものと、すぐに見えやすいものと見えにくいものと両方あると思いますが、説明はつくんではないかなと思います。

記者： ありがとうございます。

市長： はい。

(消費税率10%への引き上げについて)

記者： 来年4月に予定されている消費税10%、引き上げされるかどうかはわからないですけど、これについて、現時点での市長の所感をちょっとお聞かせいただければ。

市長： 財政の収支フレームのところでも、10%ということ織り込んで見ておりますので、もしそうならなければ、影響は大きい。これは川崎市のみならず、全国の自治体は非常に影響が大きいことでもありますから、そこは非常に注視をしているところです。

記者： ありがとうございます。

(簡易宿泊所火災事故について③)

記者： 市長、すいません。ちょっとさっきの簡宿の話に戻るんですけど、先ほどなるべく早く立入調査をやりたいと。事務方が5月下旬からやりたいということなんですけど、そういう認識で間違いはないでしょうか。

市長： 結構です。はい。

記者： ありがとうございます。

(ヘイトスピーチについて②)

記者： 重ねてなんですけど、先ほどのヘイトスピーチの法案についてなんですが、その受けとめなんですけれども、法案の審議をめぐっては、まさに川崎の桜本の方が参考人に立って、その被害の訴えというものがベースになって審議が進んで、附帯決議を求められていったという経緯があると思うんですけれども、そうやってできた法律、できようとしている法律についての、そのまさに自治体、地元の市長さんとして、どういうふうに受けとめているかということをもうちょっとお話しいただければと思います。

市長： ちょっと先ほどもかぶるかもしれませんが、いわゆるやめさせようと思っても、法律的な根拠がないというふうな話をして、ゆえに、国にそういったことをさせないような法律というものを、根拠法をつくってくださいということで国に要望してきましたので、そういったことも酌み取っていただいて、法律ができたということは、私は一歩前進だと思っています。

記者： その附帯決議の中には、特にヘイトスピーチが頻発しているような自治体においては、国と同様に、それは責務としてということを行っているんですけれども、着実に解消に向けた施策をやっていかなきゃいけなくて、ある意味ではそこで強調されているわけなんですけれども、その辺についてもどういうふうに受けとめているかなど。

市長： 例えば今回の法律で、参議院で可決した法律の中で言うと、例えば教育だとか、啓発だとかというふうなこと、相談窓口だとか、そういったことというふうなのはある意味当然というか、これまでもやってきたということはあります。ただ、それ以上に、やっぱりどうやったら、ああいう行為を具体的にやめさせることができるのかということが大事なんだというふうには思います。そこに向けての禁止規定が今回、法律という形では、具体的な形で示されなかったというのは残念でありますけれども、しかし、その中の制約があったとしても、附帯決議に示されているような精神に基づいて、自治体でできることは何かということは今、現在進行形で検討しているというところです。

記者： 加えてなんですけど、この間の12日に、市民団体の方が署名を市長に届けましたけれども、そのときに市長がおっしゃっていたのが自治体としてやることをやって、ヘイトスピーチが行われないようにしていくということをおっしゃっていますが、これまでは、そういう意味では何ができるか研究していくというふうなお言葉だったんですけれども、私の印象ですが、そこから一歩進んだなというふうな受

けとめたんですけれども、その辺で市長のその言葉の真意と、あとは、市長の中で何かの変化みたいなものがあったら、ちょっと教えていただければと。

市長： 何て言うんでしょうか、ヘイトスピーチをこのまちで、あるいはこのまちと
言うよりも、日本全体でこういうヘイトスピーチが行われてはならないというふうな
ことは、法律ができようが、できまいが、あるいは私がこれまで言ってきた気持ちに
は全く変わりはない、変化はありません。そういった意味では一緒です。ただ、国の意思
として、このヘイトスピーチは許さないんだということが明確に示されたということ
の意味は大きいと思っています。

記者： 重ねてすいません。それを受けて、6月5日に、またデモが計画されている
わけですけれども、これまでの法案審議の経過もそうですし、例えば今現在、桜本の
在日の当事者の方々が今、人権救済の申し立てを地方法務局にされているというよう
な現状もあって、そういう状況があって、6月5日に、またデモの計画があって、市
としては、おそらく今週中にはその公園の申請の本申請がなされるというタイミング
だと思うんですけれども、やっぱり従来と同じような判断なのか、それとも、そうじ
ゃない判断というものが有り得るのか。これまで研究してきた部分があると思うん
ですけれども、そういったもので、もうちょっと具体的にお考えを、ご対応の可能性も
含めてですね。

市長： 現在、検討しているということですから、具体的にどうのというふうな形で
今、申し上げられることはないんですが、現行法令上、なかなか対応が難しいという
ふうなのは、もう石橋さんもおわかりのとおりだと思います。法案の審議の過程、い
わゆる法律に、根拠に基づかないでやってしまって、あとは裁判で闘えばいいんだと
いうふうな、そういうやりとりがあったのは、やや法律、あるいは法律に基づいて行
政を執行している人間からすると、それはというのは、やや無理があるというふうな
のは、議論に無理があるなというのは、私は感じておりました。

ですから、そういう意味で、僕が先ほどから申し上げているのは、今回の法律が今
国会で成立するであろうと言われていることは、大変うれしいことで、望ましいこと
だと思います。でも、これで終わりにしてほしくないなという思いがあります。これ
が第一歩で、理念法と先ほど申し上げましたが、これを機会に第一歩として、次なる
方法というか、ものをともにつくり上げていくとか、考えていく、いいきっかけ
の法律のまず第一歩を踏み出したと、そういう感覚で私はおります。

記者： 今のは、国に対しての言葉だと思うんですけれども、市としても、これを一
歩にして、市としてどんなことができるかという具体的なことを考え……。

市長： まさに先ほどおっしゃったように、子どもにとっては、この話は他人事ではない、自分たちのまちで起きていることです。それは何というんでしょうか、他人事ではいけないというのが私の心からの思いです。その中で行政の執行権者としてやれることというのは、何があるかということを実際に今、考えているというところなんです。

記者： 現行の法令で足りないものであれば、自分たちで考えてつくっていくということも、もちろんあり得るということですか。

市長： もちろん。あらゆるというか、どういうことがほんとうにできるのかということも考えていくし、また、やれることはやっていくというふうなのは当然のことです。

司会： よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、市長記者会見を終了いたします。ありがとうございました。

(以上)

この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044(200)2355